

空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

第3条 甲は、空家等の活用を促進を図るため、乙に対し、所有者の同意を得た空家等の情報を提供するものとする。この場合、乙の窓口は公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会新発田支部とする。

2 乙は、前項の規定により情報の提供を受けた空家等の所有者に対し、当該空家等の売却、交換若しくは賃貸についての情報を提供し、又は助言を行う。

3 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。

4 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。

5 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。

6 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間

継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 聖籠町長



乙 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会 会長



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新発田地域シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

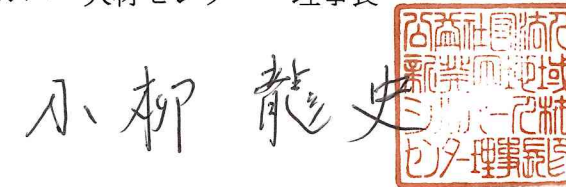
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 聖籠町長



乙 新発田地域シルバー人材センター 理事長



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と聖籠町建設業協会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 聖籠町長



乙 聖籠町建設業協会 会長



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新潟県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 聖籠町長



乙 新潟県土地家屋調査士会 会長



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新潟県行政書士会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

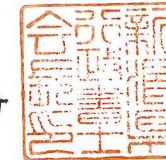
甲 聖籠町長

渡邊 廣 左



乙 新潟県行政書士会 会長

相羽 利子



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新潟県司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

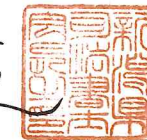
甲 聖籠町長

渡邊 廣吉



乙 新潟県司法書士会 会長

神山 敦之



空家等対策に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）は、空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを防止するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「空家等」とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（連携事項）

- 第3条 甲は、乙の協力を得て、空家等及び除去した空家等に係る跡地並びに空家等になる可能性のある物件についての町民等からの相談に応じる事業を行うものとする。
- 2 乙は、前項の相談事業に協力するものとする。
- 3 甲は、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、町民等に対し、この協定の目的の達成に資すると認める乙の活動についてその周知を図るものとする。
- 4 甲と乙は、この協定の目的を達成するために必要な範囲において、それぞれの活動に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の変更又は解約）

第5条 この協定は、甲又は乙からの申し出により、甲と乙が協議の上、変更又は解約す

ることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 聖籠町長

渡邊 廣吉



乙 新潟県弁護士会 会長

兒玉 武雄

